



# 世田谷にふるさと納税を

区では、「FURUSATO is SETAGAYA (ふるセタ)」の想いを胸に、ふるさと納税(自治体への寄附)を通じた“ふるさと世田谷”への応援を募っています。

区経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 ☎5432-3047



FURUSATO is SETAGAYA.

皆様からたくさんのあたたかい応援をいただき、ありがとうございます!

3年度は、2006件、総額約1億4940万円もの寄附をいただきました。



羽根木プレーパークのリーダーハウスに、子どもたちの夢だったウッドデッキとボルダリングのできる壁ができました。

(3年度実施「羽根木プレーパーク みんなのリーダーハウスプロジェクト」で集まった寄附金を活用)



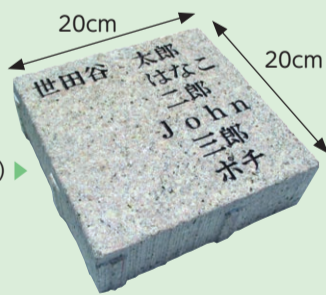
## ふるさと納税で応援してください

### 下北沢駅前広場プロジェクト ~Welcome! We LOVE! シモキタ!

「下北沢の玄関口となる駅前広場をより使いやすく親まれる空間にして、下北沢の魅力アップにつなげたい!」という思いから、ふるさと納税を活用したプロジェクトをスタートしました。

寄附金は、ケヤキ並木をはじめとした街路樹やベンチなど駅前環境づくりに幅広く活用します。

名入れブロックを舗装に設置し、寄附者を顕彰します(区民の方もお選びいただけます)▶



鉄道架線を加工したカードスタンド(左)  
シモキタハニー(はちみつ)(右)  
(いずれも区外の方限定のお礼の品)

完成イメージ



区北沢総合支所拠点整備担当課 ☎5478-8012 ☎5478-8019

駅前広場が新たに生まれます(7年度完成予定)

### 児童養護施設退所者等奨学基金 ~若者の進学を支えるために

児童養護施設や里親等のもとを巣立つ若者の社会的自立に向け、大学等への進学後の学費の助成を行う資金として活用します。

※いただいた寄附を若者の社会的自立のため、より幅広く有効に活用していけるよう、支援のさらなる拡充を検討しています。



#### 奨学金で進学できた学生からの声

4年間本当に寄附者様には救われました。大学に通うことができ学べたのは、寄附者様のお陰です。今度は私が恩返しという形で、大学を卒業したら働いていきたいと思っています。

区児童相談支援課 ☎6304-7740 ☎6304-7786

### 医療的ケア児の笑顔を支える基金 ~医療的ケア児とその家族のために

医療的ケア児とは、新生児集中治療室等に長期入院した後も、日常的に人工呼吸器やたんの吸引、経管栄養等の医療が必要な子どものことです。

医療機器の持ち運びや体調の不安定さから、家族での外出が難しく、きょうだいも寂しい気持ちを抱えています。また、電源確保など災害時の不安もあります。

- 医療的ケア児ときょうだいを対象とした取組み
- 医療的ケア児の災害支援体制づくりや停電に備える電源確保
- 医療的ケア児支援の取組みを新たに始める事業者への支援



区障害保健福祉課 ☎5432-2242 ☎5432-3021



# ふるさと納税による皆様からの応援をお待ちしています

## 子ども基金～子ども・若者や子育て支援のために

子どもは未来の希望、今をきらめく宝。子どもたちがのびのびと安心して育つ環境づくりに活用します。

以下から寄附の使い道を指定いただけます

- 外遊びの場と機会の充実のために  
外で思いっきり体を動かして遊ぶことができる「外遊び」の充実を
- 子どもの学びの支援のために  
子どもが夢や希望を持ってよう、学習支援で子どもの育ちを支えたい
- 子どもを育む地域活動支援のために  
「その泣き声、私は気にしませんよ」と赤ちゃんをみんなで見守る「WEラブ赤ちゃんプロジェクト」
- 多様な若者の活動を支えるために  
若者たちの「やってみよう」を応援したい
- 子ども・子育て支援のために  
(子ども基金全般)



☎子ども・若者支援課 ☎5432-2253 ㊟5432-3016

## 気候危機対策基金

### ～地球温暖化防止のために

- 省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの利用拡大、脱炭素に貢献するまちづくり
  - 電気自動車の公共用急速充電器の設置 など
- 区民・事業者一人ひとりが、環境への影響を考えて行動を変えていく取組み
  - 若者の情報発信の場づくり(若者環境フォーラムの実施)
  - 環境サポーターの育成による環境出前事業の実施 など
- 気候変動への適応に対する取組み



☎環境計画課 ☎6432-7128 ㊟6432-7981

## 国際平和交流基金

### ～姉妹都市等との交流や地域の国際化の推進のために

- 区民団体が実施する国際交流・協力、多文化共生推進イベント・講演等への助成
- 日本語教室の開催等、在住外国人の生活支援事業への活用
- 世田谷区の姉妹都市等とのマラソン交流事業に参加する区民への助成
- ウクライナ避難民への支援等
  - 避難民受け入れ家族等への支援金 ●ウクライナ語への翻訳や通訳
  - ウクライナ周辺国で避難民支援に取り組む国際団体の活動支援
  - 避難民の支援や啓発イベント など



☎文化・国際課 ☎6304-3439 ㊟6304-3710

## 義務教育施設整備基金

### ～学校教育のために

- 区立小・中学校の校舎・体育館・プールの改築、改修 など



☎教育総務課 ☎5432-2652 ㊟5432-3028

## 世田谷遊びと学びの教育基金

### ～学校教育のために

- 創造性のある人材の育成
  - 海外教育交流 など



☎教育総務課 ☎5432-2652 ㊟5432-3028

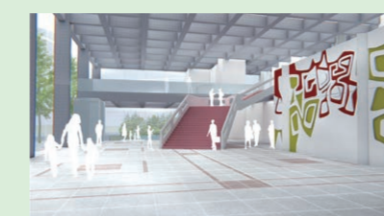
## 本庁舎等整備プロジェクト

### ～新しい世田谷区役所・区民会館等の整備のために

築後60年以上が経過した世田谷区役所本庁舎及び世田谷区民会館を改築・改修しています(9年度竣工予定)。  
様々な立場の人が快適で使いやすい施設とするための整備費用等に幅広く活用します。



100年の安心を



☎寄附へのお礼として、区民会館エントランスホール(左図)のレリーフ裏の銘板への氏名掲出や、工事現場見学ツアーをご希望いただけます(区民の方もお選びいただけます)

☎庁舎管理担当課 ☎5432-2088 ㊟5432-3006

## 文化振興基金～文化・芸術の振興のために

- 区民団体が実施する、まちの賑わいや魅力づくりを目的とした文化・芸術事業への助成
- 区内アーティスト及び文化・芸術活動団体への発表の機会と場の提供等の支援
- 区民が文化・芸術に親しめる機会の創出

世田谷美術館収蔵作品シートセット「SETABI COLLECTION」(区外の方限定のお礼の品)▶

☎文化・国際課 ☎6304-3427 ㊟6304-3710



## スポーツ推進基金

### ～スポーツ推進のために

- 誰もが使いやすいスポーツ施設の整備
- パラスポーツをはじめとするスポーツ・レクリエーション活動への支援



☎スポーツ推進課 ☎5432-2742 ㊟5432-3080

## みどりのトラスト基金

### ～みどりを守り、増やすために

- 区の面積の3分の1をみどりにし、住宅都市世田谷のみどりの豊かさや潤いを実感できるよう取り組んでいます。
- 公園緑地の整備等
- 区民と事業者による緑化活動の推進
- 羽根木公園の梅林管理



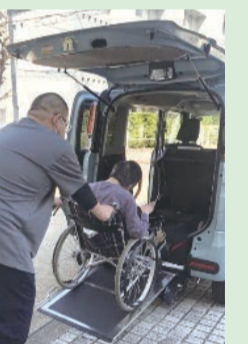
世田谷みどり33

☎みどり政策課 ☎6432-7902 ㊟6432-7989

## 地域保健福祉等推進基金

### ～福祉や市民活動のために

- 誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりのために活用します。
- ①高齢者、障害者に関わる施設・団体の車いすや福祉車両等の購入・取組みへの助成など
- ②区の保健福祉施設の建設または大規模な改修
- ③地域の課題解決等のためNPO等と区が協働して実施する事業(提案型協働事業)への助成



☎①②保健福祉政策課 ☎5432-2292 ㊟5432-3017

☎③市民活動推進課 ☎6304-3174 ㊟6304-3597

## ふるさと納税の手続きは簡単にできます

### 区民の方も世田谷区にふるさと納税ができます

「ふるさと納税は離れた地方の自治体へするもの」というイメージがあるかもしれませんが、区民の方が世田谷区にふるさと納税をすることもできます(寄附金控除も受けられます)。寄附の使い道を選んでふるさと納税をすることは、結果として税金の使い道の一部を自分の意思で選択することにつながります。

### インターネットから

区のホームページから、寄附ポータルサイトまたはオンライン手続きでお申し込みください。

- 入金方法**
- 寄附ポータルサイト → クレジットカード、その他各種オンライン決済、コンビニ決済 など
  - オンライン手続き → 納付書による支払い、銀行振込(手数料がかかる場合があります)

### 郵送で

区のホームページから寄附申出書をダウンロードし、必要事項をご記入の上、お送りください(ご連絡いただければ、寄附申出書をお送りします)。

- 入金方法** 納付書による支払い、銀行振込(手数料がかかる場合があります)

### 申込・問合せ先

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 経営改革・官民連携担当課 ふるさと納税対策担当 宛  
☎5432-2190 ㊟5432-3047

世田谷区ホームページから検索

ふるさと納税

検索



## 寄附金控除の手続き

### ●確定申告

寄附申出書をご提出いただいた方に、寄附金受領後、区からお送りする寄附金受領証明書(納付書払いの場合は、お手元に残る「納付書兼納付領収書(納入者保管)」)を添付して、確定申告をしてください。オンラインでも簡単に手続きができます。

※確定申告の方法等詳しくは、国税庁のホームページ(☎https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

### ●ワンストップ特例制度

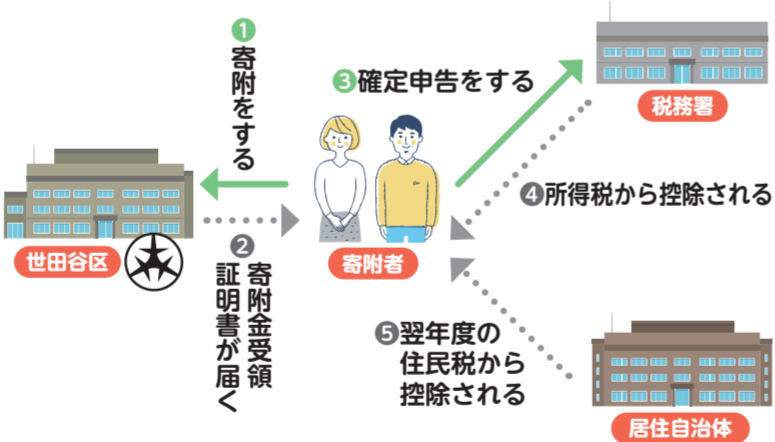
一定の条件を満たす給与所得者等は、確定申告が不要となるワンストップ特例制度をご利用いただけます。

※寄附金控除について詳しくは、区のホームページ「寄附金税額控除について」をご覧ください。

### ふるさと納税とは?

寄附を通じて、自分の故郷やゆかりのある自治体を応援する制度です。「納税」という言葉が付いていますが、実際には自治体への「寄附」のことです。

世田谷区にふるさと納税をする場合は、寄附の使い道(基金や個別の取組み)を選ぶことができます。



### 寄附金控除を受けることができます

区にふるさと納税をした場合、寄附額から2000円を除いた金額が、所得税や住民税の控除対象となります(一定の上限あり※)。

※自己負担2000円でふるさと納税ができる上限額(控除限度額)は、収入や家族構成により異なります。

## 災害対策基金～災害対策のために

地震や台風、甚大化する自然災害の発生に備えて基金に積み立て、災害時の円滑な応急対策や復旧のために活用します。もしものときに備え、災害に強く、復元力を持つまちをめざします。



▲世田谷区防災キャラクター「じじよすけ」

☎災害対策課 ☎5432-2262 ㊟5432-3014

## 新型コロナウイルスをともに乗り越える寄附金

### ～新型コロナウイルス対策のために

- 区が行う新型コロナウイルス感染症対策



☎経営改革・官民連携担当課 ☎5432-2190 ㊟5432-3047

## 区政全般のために

特定の取組みに限定せず、区政運営全般に活用します。

☎総務課 ☎5432-2062 ㊟5432-3000

## ふるさと納税をしていただいた方へのお礼について

区にふるさと納税をしてくださった方には、障害者施設の自主生産品や世田谷みやげ等のお礼の品をお贈りしています。

ただし、国の制度上、自治体は自区域内の住民へは返礼品をお贈りすることができません。そのため、世田谷区民の方はお礼の品をお選びいただけないこととなっています。

下北沢駅前広場プロジェクトや本庁舎等整備プロジェクトへの寄附では、銘板への名入れ等、区民の方がお選びいただけるものもあります。

お礼の品の充実を図り、世田谷の魅力発信による区外からの寄附金の増加をめざします



## あなたの財産を未来につなげるために「遺贈」という選択肢があります

遺言による区への寄附(遺贈)をお考えの方は、お問い合わせください。





# 世田谷区ではふるさと納税で 87億円を超える財源が流出しています

## 財源の流出はなぜ起こるのでしょうか？

ふるさと納税は、ふるさと（自治体）への寄附を通じて、その自治体を応援する制度です。応援する自治体へ寄附をすると、その額は税金から控除されるので、住所地の自治体に支払う住民税がその分少なくなります。

こうした例が積み重なって、4年度は87億円を超える減収が見込まれています。

## ほかにもある、流出が減らない理由

### 地方交付税の不交付団体へは減収への補てんがない

ふるさと納税による減収は、地方交付税により、減収額の75%が国から補てんされる仕組みになっており、多くの自治体はこれにより流出額が抑えられています。

これは、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因になっています。

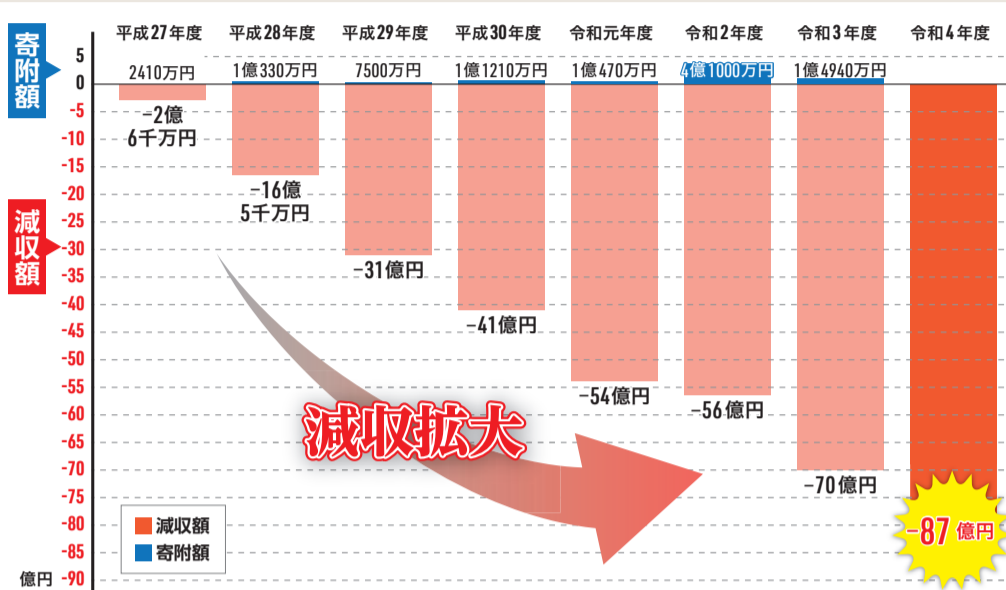
一方で、世田谷区のような地方交付税の不交付団体は、減収額への補てんがないため、減収額がそのままマイナスとなってしまいます。

### 自治体が国の減収の肩代わりをするワンストップ特例制度

確定申告をせずに寄附金控除を受けられる便利なワンストップ特例制度ですが、実はこの制度は、本来、所得税（国税）から控除されるはずの金額が住民税（地方税）から控除されることになり、自治体にとっては減収額が増加する一因となっています。

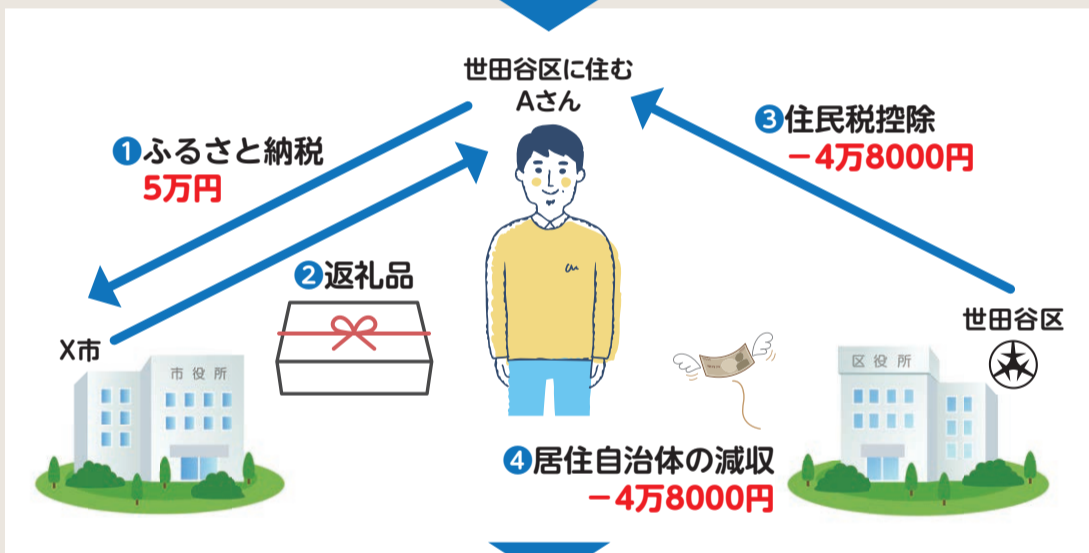
世田谷区を含む特別区（東京23区）では、ふるさと納税制度が抱えるこれらの問題点を国に訴え、制度の是正を求めています。

## 区への寄附額とふるさと納税による区民税減収額



ふるさと納税による他の自治体への住民税の流出額は、年々増加しています。

### 減収の仕組みを追ってみると…



### 住民サービス低下のおそれ

- 1 世田谷区に住むAさんは、X市に5万円のふるさと納税を行いました。
- 2 Aさんは、X市から返礼品をもらうことができました。
- 3 Aさんは世田谷区に、ふるさと納税制度による控除を申請し、自己負担2000円※1を除いた4万8000円が、翌年度の住民税から控除（減額）されました※2。
- 4 世田谷区にとっては、その分が減収となり、住民サービスに充てられるお金が少なくなります。

返礼品をもらったAさんだけでなく、ふるさと納税をしていない人も含むすべての区民が、区の減収による住民サービスの低下の影響を被ることになります。

こうした減収が、積もりに積もって87億円を超えているのが、世田谷区の現状です。

※1 自己負担2000円でふるさと納税ができる上限額（控除限度額）は、収入や家族構成により異なります。  
 ※2 確定申告が不要な給与所得者等がワンストップ特例制度を利用した場合の例です。



世田谷区長 保坂展人

ふるさと納税による流出額87億円に直面する世田谷区ですが、地域貢献・社会支援型の寄附金を地道に集めて成果を出しています。また、今秋から、新しくスタートした下北沢駅前広場プロジェクトを寄附募集のラインナップに加えました。ふるさと世田谷への応援を、ぜひお待ちしております。

ふるさと納税で生じる住民税等の控除分を、使途を指定して寄附に充てることのできることで、住民税の一部の使い方を、ご自身の意思で選択することにつながるのです。こうして、区内外の皆様に支援していただいた「児童養護施設退所者等奨学金基金」には、6年間で約2億1千万円の寄附が寄せられ、進学する若者たちの学費の助成に活用されています。来春から、就職する若者たちの資格取得・運転免許取得支援や家賃支援など、若者の社会的自立のため、より幅広く支援することにより、フェアスタートの土台を強化する準備をしています。

世田谷区民が世田谷区に「ふるさと納税」をすることができません。返礼品をお贈りすることは制度上できませんが、基金やプロジェクトへのふるさと納税により、ご自身で寄附金の使い道を指定して、取組みを応援いただくことができます。ふるさと納税で生じる住民税等の控除分を、使途を指定して寄附に充てることのできることで、住民税の一部の使い方を、ご自身の意思で選択することにつながるのです。

ふるさと世田谷を、ぜひ応援してください